

2 教 義 第 2 0 2 号  
令 和 2 年 4 月 2 日

各市町(学校組合)教育委員会教育長 殿

香 川 県 教 育 委 員 会  
教 育 長 工 代 祐 司  
( 公 印 省 略 )

小・中学校における令和2年度の教育活動の再開等の方針について(通知)

新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の考え方については、令和2年4月2日付2教義第97号香川県教育委員会義務教育課長通知「『Ⅱ.新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドライン』の改訂について(通知)」により通知したところです。

本県における教育活動の再開等については、令和2年4月1日の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議提言で示された地域区分の基本的な考え方及び学校に関する対応、並びに令和2年4月1日付2文科初第2号文部科学省事務次官通知で示されたガイドラインの改訂内容等を踏まえた上で、令和2年3月27日付元教義第14336号香川県教育委員会教育長通知「小・中学校における令和2年度の教育活動の再開等について」によりお示しした方針に変更はないことをお知らせします。

なお、新型コロナウイルス感染症については、日々状況が変化しているところであり、今後の状況によって対応を見直す場合があります。